

特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
大阪府指定第2775700566号

当施設は要介護認定を受けた契約者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、注意していただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、65歳以上の方で「環境上の理由及び経済的理由」により在宅において日常生活を営むのに支障がある方が対象で各市町村の福祉事務所が窓口になります。

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

養護老人ホーム四條畷荘

目 次

1・施設経営法人	2
2・ご利用施設	2
3・居室等の概要	2
4・職員の配置状況	3
5・当施設が提供するサービスと利用料金	4
6・利用料のお支払方法	8
7・契約の終了	8
8・協力医療機関	9
9・身元引受人	9
10・苦情の受付	9
11・業務継続計画の策定	11
12・重度化対応に係る指針	11

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
- (2)法人所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
- (3)電話番号 072-724-8166
- (4)代表者氏名 理事長 行 松 英 明
- (5)設立年月日 昭和46年3月30日

2. ご利用施設

- (1)施設の種類 特定施設入居者生活介護
平成20年2月1日指定 大阪府第2775700566号
- (2)施設の目的 特定施設入居者生活介護事業は、老人福祉法令及び介護保険法令に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に介護サービスを提供します。
- (3)施設の名称 養護老人ホーム四條畷荘
- (4)施設の所在地 四條畷市北出町28番1号
- (5)電話・FAX番号 (電話) 072-878-2681
(FAX) 072-878-2214
- (6)管理者 特別養護老人ホーム四條畷荘 荘長 真 壁 卓 也
- (7)開設年月 平成20年2月1日
- (8)利用定員 特定施設入居者生活介護 30名(介護・予防含めて)
- (9)当施設の運営方針 特定施設サービス計画に基づき、契約者の心身機能の維持回復を図り、契約者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように支援します。

3. 居室等の概要

(1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

入居される居室は1人部屋です。

居室は、契約者の性別、心身の状況等を考慮して決定します。

居室・設備の種類	室 数	面積	備 考
1 人部屋	30	13.27㎡～13.51㎡	洋室
静養室	1	6.69㎡	洋室
食堂	3	78.18㎡	
浴室1	1	9.03㎡	
浴室2	1	10.46㎡	
浴室3	1	3.91㎡	
医務室	1	10.22㎡	

○居室の変更：契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、特定施設入居者生活介護の職員として、次の職種の職員を配置しています。ただし、併設の一般養護老人ホームに関わる職員を合算した配置数です。職員は両方のサービスについて兼務します。また、職員数は、指定基準以上とします。

〈職員の配置状況〉

（令和4年10月1日現在）

職 種	従事する業務	人 員
1、施設長（管理者）	管理者	常勤1名
2、生活相談員	日常生活の相談・援助	常勤1名
3、計画作成担当者	ケアプランの作成	常勤1名以上（兼務）
4、看護職員	健康管理、心身の状況等の把握	常勤1名
5、介護職員	日常生活の介護・援助	常勤換算10名以上

〈職員の勤務状況〉

（令和4年10月1日現在）

職種	勤務時間
1・施設長（管理者）	9：00～17：45
2・生活相談員	9：00～17：45
3・計画作成担当者	9：00～17：45
4・看護職員	9：00～17：45
5・介護職員	ローテーション勤務

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

＜サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、契約者の栄養並びに身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。また、契約者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）〈朝食〉 8：00～ 9：30

〈昼食〉 12：00～13：30

〈夕食〉 18：00～19：30

③入浴

入浴又は清拭を最低週2回行います。

④排泄

排泄の自立が困難な契約者には身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他の自立への支援

社会で自立生活を営む為に必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより契約者の就労等による社会復帰を促進します。

＜サービス利用料金＞

① 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

特定施設入居者生活介護費						
		(保険単位数1単位当たりの単価			10.54 円)	
ご契約者の要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1、介護サービス利用単位数	① 基本単位	542単位	609単位	679単位	744単位	813単位
	② 個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位				
	③ 夜間看護体制加算(Ⅱ)	9単位				
	④ 科学的介護推進体制加算	40単位				
	⑤ 協力医療機関連携加算(Ⅱ)	40単位				
	⑥ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位				
	⑦ 退院退所時連携加算	30単位				
	⑧ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位				
	⑨ 協力医療機関連携加算(Ⅰ)	100単位				
	⑩ 小計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)	796単位	863単位	933単位	998単位	1067単位
2、介護職員処遇改善加算Ⅰ(⑩×12.8%)		102単位	110単位	119単位	128単位	137単位
3、介護サービス利用料		9464円	10255円	11088円	11868円	12690円
4、介護保険給付額(9割)		8517円	9229円	9979円	10681円	11421円
5、サービス利用自己負担額(1割)		947円	1026円	1109円	1187円	1269円
6、居住に要する費用						
7、1日あたりの自己負担額(7+8)		947円	1026円	1109円	1187円	1269円
8、1ヵ月(30日)あたりの自己負担額(9×30日分)		28410円	30780円	33270円	35610円	38070円
(1～5は非課税、6は課税)						

※自己負担額は、介護負担割合証に記載の割合をもとに10若しくは11、12の負担となります。

※契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

※介護保険適用の場合でも、保険料の延滞等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金の金額をお支払い下さい。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※介護保険からの給付額及び支弁割合の変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額が変更になります。

※利用者負担には月々の負担の上限が設定されています。1 ヶ月に支払った利用者負担額合計が負担の上限を超えた場合は超えた額が支給されます。平成 27 年 8 月 1 日から現役並み所得者に相当する方（145 万円以上の 1 号被保険者）がいる世帯の上限額は 44,400 円に引き上げられます。

※提供するサービスの内容及び費用について変更があった場合、変更を行う 1 カ月前までにご説明します。但し、報酬等に改定があった場合はこの限りではありません。

- ② 契約者が介護サービスを利用した場合、支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、費用徴収基準に定める階層区分に応じて、次の表に定める割合を乗じた額が市町村より加算されます。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2～22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

＜その他のサービスと利用料金＞

①特別な食事

契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②喫茶の利用

地域交流スペースにて、喫茶コーナーを設けております。（開催日についてはご確認下さい）ご自由にご利用できます。

コーヒー 1 杯（菓子付） 100 円（税込）～

③理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に 1 回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 2,000 円（税込）～（顔剃込みの場合は税込 2,300 円）

〔美容サービス〕

月に 1 回、美容師の出張による美容サービスを利用いただけます。

利用料金：下記理美容サービス利用料金表の通り

内 容	料 金（税込）
カット	2,000 円
カット・シャンプー	2,300 円
カット・顔剃り	2,300 円
カット・顔剃り・シャンプー	2,650 円
パーマ（カット・シャンプー・ブロー）	4,000 円
毛染め（シャンプー・ブロー）	4,000 円

④貴重金品の管理

契約者の希望があれば、当施設の入所者所持金等管理取扱要領により、貴重金品管理サービスをご利用いただけます。

お預かりするもの：少額の現金、預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、
有価証券、年金証書、保険証類、その他の印鑑等

料金：1 日あたり 80 円（税込）

⑤レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥記録の閲覧

契約者又はその家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。ご希望がありましたら、職員までお申し出下さい。また、複写物を必要とする場合には実費（複写物1枚につき、10 円（税込））をご負担いただきます。

⑦電気使用料

居室にテレビ・冷蔵庫を持ち込まれる場合、下記の通り電気代を負担いただきます。

料金：テレビ 1 日あたり10 円（税込）

冷蔵庫 1 日あたり26 円（税込）

- 他の電化製品の持ち込みに関しては電気代の負担はありません。
- 火災等の恐れのある製品に関しては持ち込みできません。
- 乾燥機を使用される場合、1 ヶ月あたり100 円（税込）の電気代をご負担していただきます。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものは、費用を負担いただきます。（購入額実費）

6・利用料のお支払方法

介護保険サービス利用料は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求します。翌月22日まで

に、契約時に別途指定された預金口座からの自動振替の方法でお支払い下さい。

7・契約の終了

- (1) 契約者は、事業者に対して30日間の予告期間において解約書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (2) 次の事由に該当した場合、事業者は、契約者に対して15日間の予告期間において解約書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず振替日より15日間以内に支払われない場合
 - ② 契約者が、病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 契約者が、事業者やサービス従業者または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ④ 契約者の健康状態や生活状況が、他の入居者の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合や、通常のサービスでこれを防止することができないと判断される場合
- (3) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 契約者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ② 契約者が事業所を退居した場合
 - ③ 契約者が死亡した場合
 - ④ 事業者が、介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の事業所指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
 - ⑤ 契約者が、事業者の特定施設生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合。

8・医療の提供

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 老人ホーム四條畷荘診療所
所在地	四條畷市北出町28-1
電話番号	072-878-2651
診療科	内科
名称	社会医療法人信愛会 畷生会脳神経外科病院
所在地	四條畷市中野本町28-1

電話番号	072-877-6639
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科等
名称	医療法人河北会 河北病院
所在地	寝屋川市河北東町19-1
電話番号	072-822-3663
診療科	内科、心療内科、リハビリテーション科、整形外科、皮膚科
名称	社会医療法人山弘会 上山病院
所在地	寝屋川市秦町15-3
電話番号	072-825-2345
診療科	内科・循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科 泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科
名称	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪複十字病院
所在地	寝屋川市打上高塚町3-10
電話番号	072-821-4781
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科 リハビリテーション科、臨床検査科

② 協力歯科医院

名称	たいじ歯科医院
所在地	四條畷市楠公1-11-48
電話番号	072-803-4618

9. 身元引受人

契約にあたり、契約者に対して身元引受人を求めることがあります。ただし、社会通念上、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められた場合は、その限りではありません。

10. 苦情の受付

当事業所及び行政機関等の苦情・相談の受付窓口は下記のとおりです。

(1) 当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付責任者 荘長 真壁 卓也
- 苦情受付窓口（担当者） 副施設長 今井 緑
- 生活相談員 生活相談員 山内 剛
- 計画作成者 介護支援専門員 河口 美加
- 受付時間 毎日 9:00～17:45
- 受付電話番号 072-878-2681

また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を職員室前に設置しています。

(2) 第三者委員による苦情の受付

当施設には、苦情解決委員会に、地域からの中立な立場として
以下の第三者委員の方にご参加いただいております。

○第三者委員

〔北出地区 区長〕 浅井 茂 四條畷市北出町6—10 TEL：072-876-2843

〔蔀屋地区 区長〕 大滝 武 四條畷市蔀屋本町9—31 TEL：072-878-8686

(3) 第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和7年2月
実施した評価機関の名称	一般社団法人 ぱ・まる
評価結果の開示状況	済

(4) 行政機関その他苦情受付機関

くすのき広域連合本部	所在地 守口市大宮通1丁目13番7号 電話番号 06-6995-1515 FAX番号 06-6995-1133 受付時間 9:00~17:15
くすのき広域連合四條畷支所	所在地 四條畷市中野本町1番1号 電話番号 072-863-6600 FAX番号 072-863-6601 受付時間 9:00~17:15
大東市健康福祉部 介護医療課	所在地 大東市谷川1丁目1番1号 電話番号 072-872-2181 FAX番号 072-872-8080 受付時間 9:00~17:15
大阪府国民健康保険連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00
大阪府福祉部高齢介護室 介護者事業者課 施設指導グループ	所在地 大阪市中央区大手前3丁目2-12別館6階 電話番号 06-6944-7106 FAX番号 06-6944-6670 受付時間 9:00~18:00

11. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じ

ます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行います。

12. 重度化対応に係る指針

- ① 入居者が重度化した場合、医療的ケア及び、重介護の必要度を見極め、ケアプラン等へ反映しながらケアにあたることとし、又、必要に応じて適切な治療が迅速に受けられるよう協力病院との連携に努めます。
但し、当施設では対応できない課題により生活の継続が困難になった場合は、本人、ご家族等と相談の上、他施設等への円滑な移行に取り組むこととする。
- ③ 看護職員への24時間連絡体制を整え、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保すると共に、夜勤帯での観察項目の標準化及び対応マニュアルにより適切な対応に努めます。

令和 年 月 日

前記内容について、特定施設入居者生活介護の人員、設備及び運営に関する基準の規定に基づき、契約者に説明を行いました。

事業者	法人名	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
	法人所在地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
	代表者名	理事長 行 松 英 明
事業所名	事業所名	養護老人ホーム四條畷荘
	所在地	大阪府四條畷市北出町28番1号
	法人代表者代理人	特別養護老人ホーム四條畷荘 荘 長 真 壁 卓 也
	管理者	特別養護老人ホーム四條畷荘 荘 長 真 壁 卓 也
	説明者職氏名	生活相談員 印

前記内容の説明を事業者から受け、特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印
身元引受人	住 所	
	氏 名	印

<重要事項説明書付属文書>

(養護老人ホーム四條畷荘)

1. 施設の概要

(1)建物の構造 壁式鉄筋コンクリート造（地上4階建）

(2)建物の延床面積 8,799.76㎡

(3)併設事業

当施設では次の事業を併設しています。

〔特別養護老人ホーム〕昭和53年11月18日指定

大阪府第2775700269号

〔居宅介護支援事業〕平成11年10月1日指定 大阪府第2775000223号

〔訪問介護〕平成16年2月1日指定 大阪府第2775003680号

〔通所介護〕平成20年1月1日指定 大阪府第2775700558号

2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、施設に預託された財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、契約者に適切な処置を行います。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は契約者代理人の請求に応じて閲覧させ、要望があれば複写物も交付します。
- ⑥契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、契約者または他の契約者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、契約者の緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑧事業者高齢者虐待防止について
事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - 1・研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - 2・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - 3・従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
 - 4・虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	荘長 真壁 卓也
虐待防止に関する担当者	介護総括 山内 剛

⑨事故発生時の対応

当事業所が契約者に対して行う介護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が契約者に対して行った介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

⑩緊急時の対応方法

サービス提供中に、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、契約者が予め指定す

る連絡先にも連絡します。

⑪秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。

当事業所は、契約者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いませぬ。また、契約者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者の家族の個人情報を用いませぬ。ただし、契約者の緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている皆様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1)持ち込みの制限

入居にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、履き物、日常生活必需品（アイロン等火災の原因になる物を除く）、移動補助具（車椅子、歩行器、杖）、床ずれ防止マット、寝具（毛布、夏布団、電気毛布、コタツ）
その他施設が許可したもの

(2)面会

面会時間 9：00～21：00

○来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

○なお、来訪される場合、刃物等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。

また、食物については職員にご相談下さい。

(3)外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4)施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただく場合があります。

○契約者に対するサービスの実施及び安全衛生の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営

利活動を行うことはできません。

(5)喫煙

施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み、喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(6)飲酒

施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所は居室内を含み飲酒できません。

(7)居室の変更について

ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(8)衛生管理について

○職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

○施設内の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

4. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

保険会社名：損害保険ジャパン株式会社

保険名：福祉事業者賠償責任保険

5. ハラスメント防止に関する事項

事業者は、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」に基づき、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) ハラスメントを未然に防ぐため、従業者に対する研修の実施

(2) ハラスメントに関する相談、分析等実施体制の整備

- (3) ハラスメント行為者が利用者またはその家族であった場合、担当者の変更やサービスの中止またはサービス利用契約に基づく不信行為として契約の解除を行う。

(別 表)

大阪府内各市町村の苦情受付窓口一覧表

名称		所在地	電話番号
大 阪 市	健康福祉局高齢施策部 介護保険課	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8028
	北区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒530-8401 大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9859
	都島区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9859
	福島区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒553-8501 大阪市福島区大開 1-8-1	06-6464-9859
	此花区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9859
	中央区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9859

西区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険))	〒550-8501 大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9859
港区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒552-8510 大阪市港区岡1-15-25	06-6576-9859
大正区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒551-8501 大阪市大正区千鳥2-7-95	06-4394-9859
天王寺区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9859
浪速区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9859
西淀川区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9859
淀川区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒532-8501 大阪市淀川区十三東 2-2-3	06-6308-9859
東淀川区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9859
東成区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒537-8501 大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9859
生野区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒544-8501 大阪市生野区勝山3-1-19	06-6715-9859
旭区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒535-8501 大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9859
城東区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒536-8510 大阪市城東区中央3-4-29	06-6930-9859
鶴見区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9859
阿倍野区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9859
住之江区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒559-8601 大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9859
住吉区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険))	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-55	06-6694-9859
東住吉区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9859

	平野区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒547-8580 大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9859
	西成区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9859
豊中市	健康福祉部いきいきセンター高齢施策課	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2837
豊中市	健康福祉部いきいきセンター高齢者支援課	〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2865
池田市	福祉部介護保険課	〒563-8666 池田市城南1-1-1	072-752-1111 (代)
吹田市	福祉保健部高齢福祉推進室介護保険課	〒564-8550 吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231 (代)
箕面市	市民部介護・福祉医療課	〒562-0003 箕面市西小路4-6-1	072-724-6860
箕面市	健康福祉部高齢福祉課介護認定・事業者指導グループ	〒562-0014 箕面市萱野5-8-1	072-727-9559
豊能町	生活福祉部高齢障害福祉課	〒563-0292 豊能郡豊能町余野414-1	072-739-0001 (代)
能勢町	保健福祉センター	〒563-0351 豊能郡能勢町栗栖82-1	072-731-2150 (代)
高槻市	健康福祉部介護保険課	〒569-0067 高槻市桃園町2-1	072-674-7167
高槻市	健康福祉部福祉指導課	〒569-0067 高槻市桃園町2-1	072-674-7821
茨木市	健康福祉部高齢介護課	〒567-8505 茨木市駅前3-8-13	072-620-1639
摂津市	保健福祉部高齢介護課	〒566-8555 摂津市三島1-1-1	06-6383-1111 (代)
島本町	民生部高齢福祉課	〒618-8570 三島郡本町桜井2-1-1	075-962-2864
守口市	福祉部高齢介護課	〒570-8666 守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1221 (代)
枚方市	健康部高齢社会室	〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221 (代)

寝屋川市 保健福祉部高齢介護室	〒572-8533 寝屋川市池田西町 28-22市立保健福祉センター内	072-838-0518
大東市 保健医療部介護保険課	〒574-8555 大東市谷川1-1-1	072-872-2181 (代)
門真市健康福祉部高齢福祉課	〒571-8585 門真市中町1-1	06-6780-5200
四條畷市 健康福祉部高齢福祉課	〒575-8501 四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121 (代)
交野市 福祉部高齢介護課	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1	072-893-6400 (代)
くすのき広域連合 総務課	〒570-0033 守口市大宮通1-13-7	06-6995-1515
八尾市 健康福祉部介護保険課	〒581-0003 八尾市本町1-1-1	072-924-9360
柏原市 健康福祉部高齢介護課	〒582-8555 柏原市安堂町1-55	072-972-1501 (代)
東大阪市 福祉部高齢介護室高齢介護課	〒577-8521 東大阪市荒本北50-4	06-4309-3185
富田林市 健康推進部高齢介護課	〒584-8511 富田林市常磐町1-1	0721-25-1000 (代)
河内長野市 健康増進部介護高齢課	〒586-8501 河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111 (代)
松原市 健康部高齢介護課	〒580-8501 松原市阿呆1-1-1	072-334-1550 (代)
羽曳野市 保健福祉部保険健康室高年介護課	〒583-8585 羽曳野市菅田4-1-1	072-958-1111 (代)
藤井寺市 健康福祉部高齢介護課	〒583-8583 藤井寺市岡1-1-1	072-939-1111 (代)
大阪狭山市 保健福祉部高齢介護グループ	〒589-8501 大阪市狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011 (代)
太子町 福祉室高齢介護グループ	〒583-8580 南河内郡太子町山田88	0721-98-5538
河南町 健康福祉部高齢障がい福祉課	〒585-0014 南河内郡河南町大字白木 1359-6	0721-93-2500 (代)

千早赤阪村 健康福祉課		〒585-8501 南河内郡千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081 (代)
堺市	健康福祉局長寿社会部介護保険課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7513
	堺区役所堺保健福祉 総合センター地域福祉課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7477
	中区役所中保健福祉 総合センター地域福祉課	〒599-8236 堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8195
	東区役所東保健福祉 総合センター地域福祉課	〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町195-1	072-287-8112
	西区役所西保健福祉 総合センター地域福祉課	〒593-8324 堺市西区鳳東町6-600	072-275-1912
	南区役所南保健福祉 総合センター地域福祉課	〒590-0141 堺市南区桃山台1-1-1	072-290-1812
	北区役所北保健福祉 総合センター地域福祉課	〒591-8021 堺市北区新金岡町5-1-4	072-258-6771
	美原区役所美原保健福祉 総合センター地域福祉課	〒587-8585 堺市美原区黒山167-1	072-363-9316
岸和田市 保健福祉部高齢介護課		〒596-8510 岸和田市岸城町7-1	072-423-2121 (代)
泉大津市 健康福祉部高齢介護課		〒595-8686 泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131 (代)
貝塚市 健康福祉部高齢介護課		〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1	072-423-2151 (代)
泉佐野市 健康福祉部高齢介護課		〒598-8550 泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212 (代)
和泉市生きがい健康部 高齢介護室介護保険担当		〒594-8501 和泉市府中町2-7-5	0725-41-1551 (代)
高石市 保健福祉部高齢介護障害福祉課		〒592-8585 高石市加茂4-1-1	072-265-1001 (代)
泉南市 健康福祉部高齢障害介護課(高齢介護担当)		〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	072-483-8253
泉南市 健康福祉部高齢障害介護課(審査支援担当)		〒590-0592 泉南市樽井1-1-1	072-483-8251

阪南市 健康部介護保険課	〒599-0201 阪南市尾崎町35-1	072-471-5678 (代)
忠岡町 健康福祉部生きがい支援課	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122 (代)
熊取町 健康福祉部高齢介護課	〒590-0451 泉南郡熊取町 野田1-1-8	072-452-6297
田尻町 民生部福祉課	〒598-0091 泉南郡田尻町大字嘉祥寺 883-1	072-466-8813
岬町 しあわせ創造部高齢福祉課	〒599-0392 泉南郡岬町深日 2000-1	072-492-2703